

館林市スポーツ懇話会要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、スポーツ健康宣言都市として、時代の変化に対応したスポーツ振興について広く市民の意見を反映させるため、館林市スポーツ懇話会（以下「懇話会」という。）の開催に関し必要な事項を定めるものとする。

(聴取事項)

第2条 懇話会において意見又は助言を求める事項は、次のとおりとする。

- (1) スポーツの機会の提供に関すること。
- (2) 競技スポーツの振興に関すること。
- (3) スポーツを支え・育てる環境の整備に関すること。
- (4) スポーツ施設の整備・充実に関すること。
- (5) その他スポーツ行政に関すること。

(委員)

第3条 懇話会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、教育長が依頼する。

- (1) 関係団体の代表者
- (2) 学識経験者
- (3) 公募による市民
- (4) その他教育長が適当と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(座長及び副座長)

第5条 懇話会に座長及び副座長を置く。

- 2 座長及び副座長は、委員の互選により定める。
- 3 座長は、懇話会の進行をつかさどる。
- 4 副座長は、座長を補佐し、座長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 懇話会の会議は、教育長が招集する。

2 懇話会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、説明、意見の陳述、資料の提出その他の必要な協力を求めることができる。

(庶務)

第7条 懇話会の庶務は、教育委員会スポーツ振興課において行う。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、教育長が定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。